

社会保険等未加入業者対策に係る対応に関するQ&A

Q 1 社会保険等とは？

A 1 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

Q 2 建設業許可を有しない者との下請契約も対策の対象となるか？

A 2 なりません。

本対策は、建設業許可を有する者のうち、社会保険等の加入義務を履行していない者との下請契約を対象としています。

(※交通誘導員等の警備業のみを行う者との契約も対象外です。)

Q 3 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除するのか？

A 3 適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから排除されません。

Q 4 適用除外の要件は？

A 4 健康保険及び厚生年金保険については、従業員5人未満の個人事業主等の場合等、雇用保険については、役員のみである法人である場合等が該当します。

なお、詳細については、年金事務所（健康保険、厚生年金）、ハローワーク（雇用保険）に確認してください。

Q 5 会社として社会保険に加入していればよいか？それとも個々の労働者まで加入する必要があるか？

A 5 本対策は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。

なお、個々の労働者についても各保険に加入義務がある場合には、雇用主は適切に加入させる必要があります。

Q 6 平成28年度以前から継続している工事は対象となるか？

A 6 なりません。

対象となる工事は、平成29年4月1日以降に発注する全ての建設工事です。

Q 7 未加入業者との一次下請契約が判明した場合の元請業者へのペナルティはどのようなものか？

A 7 契約違反による入札参加停止措置（2週間以上4月以内）及び入札参加停止措置に伴う工事成績評定の減点（措置期間に応じて-10点～-20点）があります。

（下請業者については、当該下請業者の建設業許可権者へ通報します。）

Q 8 二次下請以下において未加入業者との下請契約が判明した場合、ペナルティの対象となるか

A 8 なりません。
契約約款上禁止しているのは、一次下請契約のみです。しかし、二次下請以下についても、未加入業者との下請契約が判明した場合には、当該下請業者の建設業許可権者へ通報します。

Q 9 一次下請契約に基づく工事の着手前に未加入業者との契約解除を行った場合にはペナルティの対象となるか？

A 9 工事の着手前であれば対象となりません。しかし、本対策は社会保険等への加入率向上を目的としているため、加入指導を優先してください。

Q 10 社会保険等に未加入の建設業者と契約をしている場合、工事担当課からの連絡がなければ、様式1を提出しなくてもよいのか？

A 10 社会保険等に未加入の建設業者と契約をしている場合、基本的には工事担当課から様式1を提出するよう指示がありますが、万一指示がない場合でも様式1を提出してください。工事完成までに様式1が提出されなかった場合には、ペナルティ等の対象となります。

Q 11 社会保険等への加入状況の確認は、施工体制台帳及び再下請負通知書のみで行うか？証拠書類は不要か？

A 11 基本的には施工体制台帳及び再下請負通知書により確認しますが、疑義が生じた場合には、適用通知書等の加入を確認できる書類の提出を求めることがあります。

Q 12 社会保険等への加入が確認できる書類を提出するための指定期間（原則1か月）はどのように設定されるか？

A 12 様式2に記載する請求日の翌日から起算して1か月で設定します。

Q 13 社会保険等への加入が確認できる書類を提出する前（未加入の状態）であっても当該下請契約に基づく工事を継続してよいのか？

A 13 工事を継続しながら加入手続きを進めてください。